

福井市清水東地区社会福祉協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、福井市清水東地区社会福祉協議会と称する。

第2条 本会の事務所は、清水東公民館内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、清水東地区内のすべての住民が健康で文化的で楽しい生活を営むことができるように相協力して、福祉を増進し、明るい豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 住民の福祉に関する調査ならびに総合計画の樹立
- (2) 福祉活動に対する住民の理解と関心を高め、地域ぐるみの福祉活動の実践
- (3) 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整及び活動の助成
- (4) 市社会福祉協議会など関係機関との連携
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条 本会は、清水東地区の全住民を以って組織する。

第6条 本会は、地区内における関係機関団体の協力を得るものとする。

第7条 本会の事業運営のために委員会または、部会を置くことができる。

第4章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
常任理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2名
事 務 局	若干名

- 2 会長、副会長は、理事の中から選出し、総会において承認を受けるものとする。
ただし、副会長のうち1名は自治会連合会会長を充てる。
- 3 常任理事は、理事会において選出し、総会において承認を受けるものとする。
- 4 理事は、各種団体代表者ならびに民生児童委員等社会福祉関係者を充てる。
- 5 監事は、自治会連合会より推薦を受け、総会において選出する。
- 6 事務局は会長が委嘱する。

7 本会に顧問を置くことができる。顧問は公民館長及び前会長がなり、会議に出席して意見を述べることができる。

第9条 役員の任期は、2年とし、その任期が満了した後も後任者の就任までは在任する。ただし再任を妨げない。なお、補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代行する。

3 常任理事は、会長の命を受けて会務を処理する。

4 理事は、会務を執行する。

5 事務局は、本会の会務及び経理を処理する。

6 監事は、本会業務の執行状況並びに経理状況を監査する。

第5章 評議員

第11条 本会に評議員を置く。評議員は各自治会長等を以って充てる。

第12条 評議員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第6章 福祉委員

第13条 本会に福祉委員を置く。福祉委員は各自治会において推薦し会長がこれを委嘱する。

第14条 福祉委員の任期は2年とする。再任を妨げない。欠員により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 会 議

第15条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 会議は、総会、常任理事会、理事会とする。
- (2) 会議は、会長が必要と認めた時、招集し、その議長となる。
- (3) 総会は、役員及び評議員、福祉委員を以って年に1回これを開催する。
- (4) 常任理事会及び理事会は必要に応じて随時開催する。

第16条 総会は、その総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することはいない。

2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 総会においては、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 会長、副会長及び常任理事の承認
- (4) 規約変更に関する事項
- (5) その他重要事項で会長が必要と認める事項

第17条 常任理事会及び理事会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会に附議する事項
- (2) その他事業実施上必要と認める事項

第8章 会 計

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入を以って充てる。

第19条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。

第20条 地区社協会費は一世帯当たり年額150円とする。

第9章 その他

第21条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は会長が理事会に諮り定める。

附 則

この規約は平成22年4月17日より施行する。